

# 田中稔稲作顕彰会規約

制定 昭和56年10月 8日  
最終改正 平成29年 5月10日

- 第1条 本会は、田中稔稲作顕彰会という。
- 第2条 本会は、事務所を青森県黒石市田中82-9、(地独)青森県産業技術センター内におく。
- 第3条 本会は、次の事業を行い、稲作農業の発展に寄与することを目的とする。
- 1 稲作農業に顕著な業績をあげたものを表彰する。
  - 2 その他必要と認める業績
- 第4条 本会は、別記関係団体の代表者をもって組織し、次の役員をおく。
- 理事14名以内 監事2名 アドバイザー1名  
会長1名、副会長1名は理事の互選とし、役員任期は3年とする。
2. 会長は本会を代表し、業務を統括する。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第5条 会長並びに副会長に欠員が生じた場合は、臨時役員会において理事の互選により選出する。
- 第6条 本会の資産は次の各号をもって構成し、役員会が管理運用する。
- 1 田中稔氏の醸出金 500万円
  - 2 田中稔氏の功績を顕彰するため、顕彰会が募った募金
  - 3 その他の収入
- 第7条 役員もしくはその代理者は、事業計画及び事業運営に関する重要事項を決定する。  
監事またはその代理者は、事業及び会計を監査する。
- 第8条 役員会は会長が招集し、議事は出席理事の過半数で決定する。役員会の招集困難な場合は、予め通知した事項について書面によって意見を求めることができる。
- 第9条 本会の表彰事業は、別に定める規程による。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 本会の解散は、役員において3分の2以上の同意を要する。解散の場合の財産処分は役員  
の決議によるものとする。
- 第12条 本会事務局に事務員1名を置き、事務処理に当たらせる。
2. 事務員は会長が任免し、運営内規は別に定める。

## 附 則

- 本規約は昭和56年10月 8日から施行する。  
本規約は昭和63年 5月19日から施行する。  
本規約は平成15年 6月18日から施行する。  
本規約は平成19年 4月 1日から施行する。  
本規約は平成19年 4月24日から施行する。  
本規約は平成21年 5月20日から施行する。  
本規約は平成24年 5月18日から施行する。  
本規約は平成29年 5月10日から施行する。